

戸籍謄本等の広域交付が可能になります

令和6年3月1日より、一部の戸籍証明書について、本籍地以外の最寄りの市区町村で取得ができるようになりました。

必要な戸籍の本籍地が複数の市区町村にまたがる場合でも、1か所の市区町村窓口でまとめて申請できます。

広域交付の対象となる戸籍

- ・戸籍全部事項証明書：1通450円
- ・除籍全部事項証明書：1通750円
- ・改正原戸籍謄本：1通750円
- ・除籍謄本：1通750円

(注意) 本籍地で電算化されていない戸籍や戸籍個人事項証明書及び戸籍の附票については、これまでどおり本籍地のみでしか発行できません。

申請について

- ・本人及び直系尊属（祖父母、父母、子、孫等）の戸籍謄本を申請できます。
- ・顔写真付きの公的な身分証明書をお持ちの上、申請者本人が、受付時間内に、直接市民課窓口にお越しいただく必要があります。
- ・申請書には、申請者本人の本籍及び筆頭者や戸籍証明書が必要な方の本籍及び筆頭者を記入することになります。事前に確認してから申請にお越してください。
- ・証明書が必要な範囲や部数についても、事前に確認してから申請にお越してください。
(例①亡くなった父の死亡記載のある戸籍謄本、例②亡くなった父の出生から死亡まで連続した戸籍謄本を2セット、例③自分の現在戸籍3通)

(注意) 郵送による申請や代理人による申請、職務上請求書を使用した申請の場合は、これまでどおり本籍地に申請してください。

本籍が正しくわからないと戸籍の検索ができません。

顔写真付きの公的な身分証明書とは

- ・マイナンバーカード
 - ・運転免許証
 - ・旅券（パスポート）
 - ・住基カード（顔写真付き）
 - ・運転経歴証明書
 - ・障害者手帳
 - ・療育手帳
 - ・その他国又は地方公共団体が発行した顔写真付き身分証明書
- 有効期限内のもの

(注意) 本人確認をより厳格に行うため、健康保険証、年金手帳等での本人確認はできません。

顔写真付きの公的な身分証明書をお持ちでない方は、これまでどおり本籍地に申請してください。

証明書交付について

- ・基本的に申請当日の交付は行っていません。
- ・交付まで1か月程度かかる場合もあります。家系図等広範囲な戸籍については、2か月から3か月の期間を要する場合もあります。
- ・交付の準備ができましたら電話で連絡します。受け取り時も、申請者本人が、受付時間内に、直接市民課窓口にお越しください。
- ・戸籍証明書の手数料は、交付の際お支払いください。現金及び一部キャッシュレスでのお支払いが可能です。

(注意) 戸籍の附票まで必要な場合等、これまでどおり本籍地に申請した方が早い場合があります。

受付時間

- ・平日8時30分から17時まで

(注意) 休日開庁日や延長窓口での申請及び交付はできません。

受付時間内に、直接窓口にお越しいただくのが難しい方は、これまでどおり本籍地に申請してください。

その他

- ・兄弟姉妹の戸籍は、直系にあたらなため申請できません。(兄弟姉妹が未婚等の理由で、父母と同籍の場合は申請可能です。)
- ・本籍地での戸籍の申請に比べて、時間に余裕をもって申請してください。
- ・全国共通戸籍連携システムにアクセスが必要なため、戸籍検索に時間がかかります。また、場合によっては、本籍地の市区町村に確認が必要な場合があります。そのため本籍地での交付より時間がかかるものです。
- ・申請書の記載内容から戸籍が特定できない場合、証明書の交付ができない場合がありますのでご了承ください。
- ・偽り、その他不正の手段により交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。